

応召？ 応招？ かかりつけ医が果たす義務とは



大阪府医師会理事

栗山 隆信

医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項には、「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められています。広く「応召義務」と言われていますが、医師法には「応召義務」という明記はありません。医師が国に対して負う公法上の義務として、患者さんが必要な時にいつでも医療を受けられるように遵守されてきました。

平成30年度に実施された厚生労働科学研究において、社会情勢等に伴う医療提供体制や医療ニーズの変容を踏まえ、医師や医療機関への診療の求めに対する対応のあり方が整理されました。その中で、医師と患者は信頼関係を基礎とした対等な関係にあることから、「応招義務」という表記を用いることとされました。さらに、令和4年7月には日本医師会が「応招義務の正しい理解」を提示しました。しかし、今でもしばしば「応召義務」を目にします。

「召」と「招」は、ともに人を呼び寄せるという意味を持ちますが、なぜ「招」が採用されたのかについて改めて考えてみます。

そもそも「応召」とは、呼び出しに応じることですが、例えば、軍人が召集に応じて軍務につくというような場面で用いられ、「召」には目上の者が目下の者を呼び寄せるといった強制的な側面があります。

それに対して、「招」は手招きをして呼び寄

せるという意味で、立場にかかわらず幅広い関係性において使用されます。また、客として呼ぶといった場面でも使われ、呼ぶ側と呼ばれる側の双方が相手のことを理解して対応するといったニュアンスも感じられます。

このように見比べると、「召」ではなく「招」を用いた「応招」こそが、患者さんと医師とのふさわしいつながりを表すものとして適確だと思われます。

医師会では、かねてより患者さんを面で支える「かかりつけ医機能」の充実に向けて取り組んでいます。かかりつけ医とは、患者さん自身に信頼できる医師を自由に決めてもらうものであり、決して画一化されたルールに従って割り当てられるものではありません。加えて、より良い医療の根底には、コミュニケーションなどを通じて構築された信頼関係が不可欠です。そして、かかりつけ医が自らの知識や技術の向上に励み、積極的に社会資源を活用・開発しながら情報を共有していく姿勢も重要となってきます。

かかりつけ医機能は、制度の押し付けによる「召」ではなく、信頼関係による「招」でなければなりません。患者さんに寄り添い、心のこもった安心できる医療を適切に届けていく上で「かかりつけ医」が果たす義務は、やはり「応招義務」でしょう。